

午前九時〇〇分開議

○議長（高野正君） おはようございます。ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の順序は、お手元に配付のとおりです。

3番、碓井議員の質問を許します。3番、碓井議員。

○3番（碓井啓介君） おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に従い、質問させていただきます。

1項目めとして、三尾地区の空き家及び遊休地についてお尋ねします。

三尾地区は、皆様もご存じのように昔から移民する方たちが多く、アメリカ村とも呼ばれています。そのため、空き家や遊休地で所有者と連絡がとれにくい場合も多々あると思われる。

そこで、1点目として、連絡のとれていない物件はありますか。あるとすれば軒数及びその面積、どのくらいですか。

2点目として、そういう物件の場合、税金はどのようになっていますか。

3点目として、また、そういう物件は今後どのようにしていくおつもりでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） おはようございます。

碓井議員の1点目でございます。

三尾地区の空き家及び遊休地についてのお尋ねで、まずは、連絡のとれていない物件はありますか。あるとすれば、軒数及び面積はどのくらいですかにお答えいたします。

土地及び家屋の所有者に連絡をとる方法といたしましては、固定資産税の納税通知書を送付する場合がありますが、固定資産税は免税点以上の方々のみ納税通知書を発送いたしますので、全ての土地及び家屋の所有者に連絡をとってはございません。

つまり、税金のかからない物件には納税通知書をお送りませんので、全体像は把握していないということでございます。

課税の物件では、三尾地区で納税通知書を届けることができない納税義務者は10人ございまして、家屋の棟数で4棟。土地では44筆で約1万4,000㎡余りでございます。

続きまして、2点目でございます。

そういう場合の税金はのお尋ねでございます。

これらの納税通知書を送付できない方々には、財産を所有したまま外国へ移住された方や、幾ら調査しても相続人が不明なケースなどでございまして、課税の執行停止をかけた上で時期を待ち、そして不納欠損処分をせざるを得ない状況が現状でございます。

続きまして、3点目でございます。

そういう物件の今後はお尋ねでございますが、固定資産税の関係で全体像を把握していないことから、他の部署でも空き家、そして遊休地全体の状況は把握してございません。

また、現行の制度のもとでは、相続人不明の土地などは役場ではどうすることもできません。例えば地籍調査の現地立ち会いの際にも、所有者がカナダへ行ってしまって所在がわからず、筆界を確認・確定できないという例などももちろんございますし、いろんな場面で対応に苦慮しているところでございますが、個人の財産である以上は、行政での対応には限界があるということでございます。

○議長（高野正君） 3番、碓井議員。

○3番（碓井啓介君） では、再質問させていただきます。

今ただいまいただいたご答弁によりますと、固定資産税の対象物件だけで4軒の建物、1,400㎡余りの土地があると、課税対象ですね。その10人の納税者の方と連絡がとれていないと。そのために実際は納税を免除されている。これは町のマイナスですけどね。また、空き家及び遊休地全体の把握はできていない。これは納税対象にならないサイズの金額のものということですね。また、個人の所有物である以上、行政の対応には限界があるから諦めると、これ以上の対応を。そういうふうなお答えやったと総じて感じました。

しかし、諦めるということで、これでいいんでしょうか。個人の財産である以上、行政の対応に限界があると。でも、これ、だんだん年がたっていて、早急に対処しなければ時間が経過するに従ってますます対応が難しくなり、難しい、難しいと先延ばしにしていけば最終的には対処できず、これ、もう永久に解決できない問題、そういうふうになりつつありますよね、これ。

もし、これ、解決できなければ、言葉は悪いんですが、町にとってお荷物なだけの物件になると思います。防災上も避難経路の確保などの面で空き家の処理、行政代執行をかけることもできず、取り壊すこともできず朽ち果てるに任せて、その間に地震とかが起きたら、これ、避難経路を塞いでしまうと。防災上の面でもそういうことがあると思います。

また、町の事業に伴う土地利用、これらの障壁になる可能性も大きくあると思います。この土地利用というところでも、私の個人的な考えなんですけれども、ただいま三尾地区ヘリポート云々かんぬんで、小三尾のほうはヘリポートもあり、避難所もあり、食糧を備蓄する場所もありというような状況ですけれども、大三尾のほうはそこに通じる道がない。何ぼ小三尾をうまくなくても、大三尾のほうは救済の手が今のところ打てていない。もし、僕は調べてないんでわからないんですけれども、大三尾にそういう土地があって、うまく何とかできれば、20m掛ける20mのヘリポート、緊急用のヘリポート、これ、2,000千円とか4,000千円とかでできるという話聞いています。近隣の町なんかでもそういう形で幾つもつくっているというこの事実も聞いているんで、そういうことを考えても、早急に防災面でもこういうことを前向いてしていかなければいけないんじゃないかなと思います。

この防災面云々かんぬんというところも考慮に入れた上で、町長にもう一度、構んねよ。それでも。もう面倒くさいし、大変やし、職員忙しいしということなのか。

もっといろいろ手を考え、できることあると思うんで、その辺、町長、もうちょっとこの辺を考えた上で、もう一度ご答弁願いたいと思います。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 碓井議員の再質問ということでお答えいたします。

行政、町のほうでは決して職務怠慢とか、また、ほうりっ放しとか、そんなんじゃないくて、例えば先ほど私自身もご答弁させていただきましたが、免税点、そして課税標準額というような形だったかと思うんですけれども、がございます。そういった形の積み重ねの中で、例えば時代の変遷の中で土地が上昇しておったと仮定の中で言ったらば、例えば平成27年は免税点以下だった。そして、その土地の関係で平成29年度はもう課税標準になったということで、そこで税金かかってくるケースももちろんございます。そういった形があるんですけれども、その中で言ったならば、例えばどこの地区でもそうなんですけれども、その方がおられないというようなケースの場合に、納税管理人ということで設定しているケースも多々ございます。そういった納税管理人さんがいらっしゃった場合は、そちらのほうに納税通知書ということで、こちらのほうからお送りしておるんです、それに関しましたら。

ただ、こういったケースというのは、今までの中では以前はなかったんですけれども、やはり課税標準ということで課税がされてきて、それで、なおかつこちらのほうで納税管理人、またその関係者ということの中で、担当課と言えば、納税通知書でいったらば税務という形になるんですけれども、いろんな形で探してございます。ただ、その中で、もうここからはもう途切れてわからないと、そういったケースが私の認識、後でもう少し細部で担当課長のほうからご説明申し上げますが、ないと思うんです。だから、決して役場のほうで、また担当課のほうで職務怠慢というような形ではしてございません。あくまでもいろんな形で納税者ということで調査します。調査の中で、こういった形でできていないということが、先ほど私自身もご答弁をさせていただいた10人ということでございます。だから、決して美浜町の三尾地区だけにかかわらず、ほかの地域も含めて、だから10人以上がいらっしゃるというケースでございます。例えばいろんなバブルの中でマンションがありました。そのマンションがいろんな形で転売等とかできて、じゃ、今はその所有者自体がどこにおるかかわからないというようなケースも私あると思うんですよ。じゃ、そういった形まで、じゃ、どんだけ調べるかと言うと、もちろん、みんなが税ということですし、国民の3大義務が納税という形にもなっておりますので、それに関しましたらば、特に担当のセクションの者は必死でやっております。ただ、できないということも、碓井議員、わかっていただきたいなと思います。

決して、あ、これでだめだったよということで、ただペーパーだけでしているんではございませぬというのと、そして、碓井議員がおっしゃった防災という、これも私自身も碓

井議員と同感でございます。

ただ、同感なんですけれども、じゃ、それについて、やはり私権というか、所有権がある中で行政がどんだけ立ち入りできるかということももう一つ大きな壁ということも、碓井議員もわかっていながらの再質問だと思うんですけども、それに関しまして、逆になかなかできないという私は考えを持ってございます。もしまたいろんな形で碓井議員のほうからいい意味でのご提言、ご提案等々がございましたら、ぜひともよろしく願いしたいなと思います。

もう少し細部関しまして、担当のほうからご説明申し上げます。

○議長（高野正君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 碓井議員のご質問にお答えいたします。

まず、固定資産税のほうは登記簿に基づいて課税しておるんですけども、登記簿のほうにはその登記の当時の住所とお名前しかございません。生年月日もございませんし、振り仮名も入ってございません。それで、その住所が戸籍のほうで確認できなかつたら誰か、同じ名前の方があっても、その方かどうかの確定というのかなり難しいケースもございます。

ただ、かなり古い物件につきましては、住所自体もちゃんと入っていない物件もございますので、ちょっと課税に苦慮しているところでございます。

これ、先ほども碓井議員、1, 400㎡と。合計でも1万4, 000㎡ぐらいあるんです。ただ、その中でも宅地につきましては2, 000㎡余りでございます。主に山林とか田畑のほうの面積が多うございます。固定資産税としましては約80千円ほど、結局、徴収できないという格好になってございます。

以上でございます。

○議長（高野正君） 3番、碓井議員。

○3番（碓井啓介君） ちょっと税金のほうへ話がいったので、私としては納税がどうの、税額がどうのというのは余りちょっと考えていなかったというか、あんまり問題とは思っていません。それは今おっしゃったように、そう大きな額でもないです。

本質的には避難、防災、この辺の観点のほうが私の場合大きいんです。先ほどもちょっと述べさせてもらいましたけれども、ヘリポートするにしても遊休地の田畑、ここをうまく使われたらとも思いますし、避難経路上の空き家、この辺はすぐ何とかせないかんと思うんですよ。

町長もおっしゃられているように、地震、津波による死者をゼロにするというふうに明言されているので、避難経路にそういう物件があるというのは、これはもうゆゆしき問題ではないかと。いろいろ難しい法律上の問題、それで手が出せない、出しにくい、十分承知はしています。

でも、先ほどの答弁のように、行政での対応には限界があるということでございます。もう限界があるということでございますと、とって放ってしまったら、これもうなかなか

前へは進まない。限界はあるんやけれども、いろいろな策を講じて前へ進めていきたいと、みんなきれいに避難できるようにしたいと、大三尾にもそういう救済のヘリポートなり何なりを設置できるような、できるかできないかは別として、そういう旨も考えてやっていきたいというふうなお答えが出てけえへんかなというふうに思ったんですけれども、今のところ出なかったということちょっと残念やなと思います。

でも、この先私が伝えさせていただいたようなことをちょっと心のどこかに置いて、前へ行っていただけたらと思いますんで、これ、3回目ということなんで、もう次へいかせていただきます。

2項目めとして、西川の河川改修についてお尋ねします。

以前からよく話題になっている日高川水系の河川改修ですが、20年にも及ぶ長期の計画です。しかし、先にお聞きした本年度の西川の工事ですが、大川橋周辺100m程度の矢板工だけのようです。このようなペースでは矢板工だけで30年くらいかかる気もします。3km以上あるということなんで。矢板工、また河床の掘削を含めれば何年かかるか想像もできません。

そこで1点目として、町長はこのペースをどのようにお考えですか。

また2点目として、西川大橋直近上流の矢板工の終了している場所の掘削はなぜ行われないのでしょうか。掘削をして流下面積をふやさなければ冠水被害の危険度は減りません。毎年梅雨時と秋の台風時、危険な時期はめぐってきます。下流域から順次掘削を行い、少しずつでも冠水被害の確率を減らしていくべき、そういうふうに思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 碓井議員の2点目、西川河川改修についてのご質問でございます。

西川の河川改修につきましては、まずもって和歌山県の有言実行に敬意を表したいなど、このように思います。昨年、私どもにお示しいただいたとおり、本年度より西川における護岸整備と河道掘削に着手されますこと、知事を初め、県担当部局の皆様に対し大変感謝しているところでございます。

さて、1点目の西川改修のスピードはこれでいいのかとのご質問でございますが、碓井議員と同じく、長年内水被害に悩まされ、我慢してこられた住民の皆様からも全ての改修完了に20年とは余りにも長いのではとのご意見を数多く承っております。

これまでもご答弁させていただきましたが、長たる者の使命としては、たとえ1年、5年でも早くこの西川関連の改修事業を完了されるよう不断の努力をもってあらゆる働きかけを行い、また県に対しても最大限協力していく、その思いには変わりはありません。

事業の進捗を早めるには何よりも予算の確保が第一であり、本年度におきましても、県などへの要望に行きたいと考えてございますので、その際には議員の皆様のお力添えのほど、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、2点目でございます。掘削工はいつごろかのお尋ねでございます。

西川大橋直近上流からの河道掘削に関してでございます。

日高川水系河川整備計画を見ますと、西川改修の目標につきましては、既往最大洪水であった平成18年9月の豪雨洪水と同規模の洪水を安全に流下させることと記載されてございます。

その上で必要とされる流下能力値が設定され、現状の河道断面でそれが確保できているか否かを解析し、確保できていない区間につきましては、河道掘削を施すことにより流下能力の向上を図るというものでございます。

西川大橋から大川橋手前までの区間に関しましてはこの河川整備計画上、その目標を達成するためには、左岸右岸ともに毎秒570tの流下能力が必要と想定されており、現状の河道断面にて、それが確保できているとの計算結果ではありますが、一部箇所におきましては余堀等の掘削が行われると聞いてございます。

なお、おおむね寺田橋付近におきましては、河道掘削の施工により約1.5倍現状より流下能力が向上すると計画されているところであり、この西川に関する事業の早期完了に向け、来年度以降のさらなる事業費の上積みを県担当部局に求めていきたいと考えてございます。

○議長（高野正君） 3番、碓井議員。

○3番（碓井啓介君） ありがとうございます。

今たゞいま町長は、20年とは余りに長いのではとのご意見多数承っているとおっしゃいましたが、私としては数多くの20年とは余りに長いのではないかと数多くのご意見があるのは十分承知しています、もちろんね。

承知している上で、これを何で聞いたかと。町としての考え、町長個人の考えと云っていいかわかりませんが、この辺20年とはみんなが言っているから私もそう思うよやなしに。本人どうですかという気持ちでお伺いさせてもらったんです。

また、私としましては、県への要望時などはいつでも協力させていただきたいと。いつでも言ってきていただきたいというふうに思っています。

そこで、その次の河道掘削についてですけれども、西川大橋から大川橋手前までの区間の流下能力が毎秒570m<sup>3</sup>であり、必要最低限は確保されているということだと思います、今のお話では。

現実問題として、たしか27年度だったと思うんですけれども、この年は一度しか和田川流域の冠水被害はなかったと認識しています。一度和田川流域での冠水被害が発生したこのときどういうふうな時間経緯で発生したか、これはもう私の知る限りなんですけれども、西川の流下能力の不足が原因ではなかったかと、その当時。今も変わっていないんですけれども、そのときどういうふうな経緯で冠水になったか。

まず、日高川周辺で降雨が続き、西川の推移が上昇し、和田川への逆流を防ぐため、和田川樋門が閉じられました。もうこれは産建の方々も十分ご承知やと思いますけども、その時点でまだ和田川流域、この辺は全然つかる気配もなく、水位も低く、危険な状態では

なかったと思います。僕、消防団員として見回りにも行かせてもらったんで、これはもう確実に覚えています。

しかし、日高川周辺での雨が降りやんだ後も長期にわたり西川の水位の低下は見られず、ここはちょっとあやふやなんで、2日ぐらい低下しなかったように思っています。その間和田川の樋門は開けることができず、内水で和田川の水位は若干ずつですけれども、上がり続け、その後に西山など和田川流入する地域に降雨があり、最終的に冠水被害が発生したと認識しています。このときは多分2日ぐらい水位は減らなかったんですけども、もし24時間ぐらいで西川の水位がある程度低下していれば、こういう形にはならなかったんじゃないかと。24時間といたら、潮の満ち引き、干満が2回あります。干潮が2回来るんです。西川の和田川の樋門、この近辺は干満の影響を多大に受けます。干潮時には底が見えますが、満潮時にはいっぱいになります。そういう場所で2回も干潮が来ているにもかかわらず、西川の水位は減らない、減らなかった。これをもってしても、流下能力が十分やというふうにお考えになられますか。

ですから、この冠水被害の原因は日高川及び西川の流下能力の低さだと思っています。計算上の数字では570 m<sup>3</sup>/s。これでオーケーなんだろうけれども、実際はどうなんだろう。

ちょっと話は違いますが、王子公園の前の防波堤などに見られるように計算違いがあると思います。王子公園の前の防波堤、階段状のところだけ波が越波する、それ以外のところは越波しない。わずか100mもない、そこだけ集中的に越波すると。素人目に見ても、これは計算違いでなかったか。

もともと越波するのを見越してつくってるわけやないんで、こういうふうには計算違いはあるんじゃないかなと、こういうように思います。

地震対策も非常に大事なことやと思うんですけども、地震は発災すれば、確かに大きな被害を伴います。ですが、確率は30年以内に70%、80%ということですよ。

先ほども、最初の質問のときにも言っているんですけども、冠水被害、これは梅雨時と台風時、これ、年に2回、雨季みたいなものですよ、今もう。この年に2回も危険度が高くなる時がある。これはもう確実に来ます。20年で40回、そういう可能性が来ます。

このようなことを踏まえた上で、町長はこの流下能力570 m<sup>3</sup>/sというので、流下能力不足の冠水被害は出ない、必ず出えへんと、いや、もう過去に出ているんですけども、これ以降ね、確信されているんか。ちょっとここを確信されているんかと聞くのは酷なことやと思うんですけども、もう一度お願いします。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 碓井議員の再質問にお答えいたします。

お答えというか、ちょっと答弁にならないかもわからないんですけども、というのが、計算上こういった形になっていますということで私自身ご答弁させていただきました。そ

して、その上流からやっていくということでご答弁をさせていただいたつもりでございます。

それと、前段でご説明させていただきましたとおり、長年内水被害ということで随分と迷惑をかけられておる多くの方に対しまして私自身も同じ気持ちでございます、私も同様でございますということもご答弁させていただいたつもりでございます。

それとともに、1年でも、本当は2年でも早くこの整備計画が完了することということで、私自身、本当、不断でやっていきたいなど、このように思っております。

それとこの毎秒、この辺につきましては、もう少し担当のほうからご説明させていただくということでご了承願いたいと思います。

○議長（高野正君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） お答えさせていただきます。

この河川整備計画、和歌山県が策定されるに当たりまして、いろいろコンサル業者などの専門家の方々の英知をもって策定されたものと認識しております。

ただ、私どもにおいては、その分析過程の細かい資料は拝見してございません。結果として毎秒570t、それに対して現状大川橋から下流につきましては流下能力が確保されるという結果となっているところでございますので、そこは、やはり河川管理者である和歌山県さんのシミュレーションを信用しているところでございます。

さて、平成27年の冠水においても我々担当課といたしましては、夜を徹して警備等に当たったわけでございます。そこで、この河川整備計画でございますけれども、いろいろ策定するに当たりまして、住民さんを集めた日高川を考える会でございましたか、その中でも、それぞれの関係する方のご意見がございました。

その中で、和歌山県さんの回答といたしましては、内水被害が解消されるものではないと、軽減につながる河川整備であるということ、これは断言してくださっているところでございます。

ということは、ある程度内水被害、冠水があるということございまして、その時間なり程度が軽減される、そういうふうな事業であるということもおっしゃっていただいているところでございます。

なので、どんどん河道掘削が施されまして、上流に向けて流下能力が向上することになりますと、冠水する時間も今までよりも短くなるというふうに私どもも受け捉えているところでございます。

最後になりますけれども、以前の中でのご答弁にもありましたけれども、軽減から解消につながるの、の手段の一つは、ポンプ排水ではないかというようなことも和歌山県の担当の方もおっしゃってくださっているところでございます。

以上です。

○議長（高野正君） 3番、碓井議員。

○3番（碓井啓介君） 和歌山県さんから冠水被害はなくなる、河道掘削だけではな

くならない、これはもう重々承知はしているんですけども、くならないというのはゼロにはならないということで、回数を減らすことは、もちろんできると思うんです。やっぱり流下能力を上げていくということによって回数を減らすことはできると思います。去年だったらつかったんやけど、ことしはつからんようになったよ。深さも浸水進度も変わっていくと思うんです。総じて何がなったら、やっぱり少し流下能力、ここの一言に尽きると思うんです。

今課長がおっしゃられたように、ゼロにするためにはポンプによる排水をせないかん。ポンプによる排水をするためにはどうするか。

堤体の強化、それプラス河道掘削で、大きなポンプを据える、いろいろせないかんことは山積みやと思うんですけども、河道掘削して流下能力をふやすことによって、毎年2回つかりやったんが1回しかつからんよ、2年に1回しかつかれへんよ。農家のお米も上までつかってだめになったんが、ちょっとしかつかれへんさかいに、ことし倒れんかったよ、うまくいけたよ、そういうふうにならなくても早くそういうような形を行っていったらと思うんで。

570tという1秒間にとというのは、これは県がいろいろ考えて出た数字やと思うんですけども、これはもう数字なんで、津波の波高がどうのというのは、これ、来たことないんで、コンピューターのシミュレーションで言われたら、ああ、そうですか、わかりました、そうでしょうね。そのために対策しますということになると思います。

でも、この流下能力云々かんぬんというのは、今まででも西川大橋の上流、あそこの矢板工が終わっても何年もたっています。その間に地元の人たちは水位上がるん早なつたでな、水位減らんでな、これはもうずっと言っています。これはシミュレーションで出たことではなしに実感です、実際です。この実際というのとシミュレーションで出た数字、役所は数字を大事にせないかんのかもわからん。本来何が大事というところをもうちょっと考えてできれば。

これはもう県のことやから、町がというのは、それは重々承知していますけれども、なるべくお願いして、なるべく早く流下能力をちょっとでも上げる掘削していくというような方向に持っていつてもらえたら、和田不毛周辺の方もちょっとずつでも生活するのにしやすくなる、幸せに暮らしていける。これ、やっぱり町の目標やと思います。住民が幸せに暮らす、ちょっとずつでも幸せになっていける。

ですから、ちょっとでも早く掘削していつていただきたい、これをお願いして、私の質問とさせていただきます。はい、ありがとうございます。

○議長（高野正君） しばらく休憩します。

再開は9時50分です。

午前九時三十九分休憩

——・——

午前九時五〇分再開

○議長（高野正君） 再開します。

9番、田淵議員の質問を許します。9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 6月議会に当たりまして、議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問に入らせていただきます。

まず、1つ目に、下水道料金の統一についてお伺いいたします。

さて、昨年度9月議会において、下水道料金の統一について一般質問させていただきました。

そして、町長の英断により、私が平成27年度9月議会で答弁したとおり、料金の統一化を平成30年度に目指すことに変更はございませんとご答弁いただきました。

さらにその進め方として、このようなご答弁もいただいております。

まず和田処理区、入山・上田井処理区、吉原処理区で、それぞれの施設で管理費がどれだけ必要か、また今後の起債償還金及び償還期間はどれだけなのか、さらに料金収入がどのように推移するのか、繰入金をどれぐらいまで認めるか等にかかってこようかと考えてございます。それを各処理区ごとで積み上げ、その合計を算出基礎として下水道料金を設定することで統一化を図りたいと考えてございますとご答弁いただいております。

あくまでも予定でございしますが、洗い出しを今年度中、平成28年度中に完了させ、それをもとに協議を重ね、使用料金の統一化案を作成し、使用料金を決定できるように進め、平成30年度中の統一化に向けて取り組んでまいりますと具体的な予定もご答弁いただいております。

以上のご答弁に対して、ことさらに疑問を持っているわけではございません。今回質問させてもらうものは、その進捗状況とその方向性についてであります。

そこでですが、そのお考えをお伺いしますが、まず私の考えを先に示しておきます。

以前この議場で少し話をさせてもらった記憶があるのですが、行政改革の議員研修でのことです。

講師の先生が、一番前に座っている議員に、あなたの町の水道料金はいつ値上げをするのですかと突然問いかけました。指名された市議が明らかに戸惑っているのを見て、少し間を置いて、講師の方があなたの町の人口は増加しているのですか、それとも減っているのですかとたどりました。その市議は減少していますとのこと。

そこで講師は、その市議から視点を全員の方向に変えてこう言いました。このように人口減少が進む自治体では、1人当たりの公共施設の維持運営費は増加してきますと、どこかで規模を縮小するか、値上げをするかしかないのです。そのことに議員が関心を持っていなければ、住民は一体誰を信頼すればよいのですかとのこと。私もそのとおりでと思いました。

この話から何を言いたいのかといいますと、当然お考えになっていることだと思いますが、昔のように人口が増加している時代なら、料金を低いほうに設定して町がある程度負担しても、そのうちに人口増加が1人当たりの負担率が減少してきて町の負担を吸収して

しまうのですが、人口減少の中では町の負担は増加してってしまうということがございます。

いま一つ、この質問をした昨年の9月議会で生涯学習についての質問もさせていただきました。

その中でファシリテーションというものについて触れさせていただきました。

ファシリテーションとは、集団における各自の多様な意見やアイデア等を最大限に引き出し、話し合いによる相互作用やプロセスをより有効・有益にするための働きかけを意味するそうであります。そして、課題を達成するためにファシリテーションを行う者のことをファシリテーターというそうであります。

このことから何を言いたいのかといいますと、下水道料金の統一という結果を導き出すために住民も含めたファシリテーションが必要であるということであります。もっと簡単に言えば、認識の共有化が必要であるということ、もっと簡単に言えば、住民の理解・納得が必要であるということであります。

以上、2つのことを特に前提として考えておかねばならないと私は思っているわけですが、もっとも、これぐらいのことは当然お考えになっておられることだとも思っております。

さらに配慮しなければならない住民の意思を前提としても、その担当である上下水道課の課員・課長の進言があったとしても、最終的に判断を下すのは町の最高責任者であります町長であります。

町長として、どのように考えておられるのかお考えをお聞かせください。

お伺いする理由をもう少しつけ加えさせていただきますが、以前より統一料金についての私の意見は述べさせていただきますが、平成30年度統一とはいただいているんです。町長のお考えの方向性については、まだ伺っておりません。

もっとも、町長という立場からすれば、えい、やあ、金額を決定するまで、あまり町長のお考えを述べられると、瑣末の混乱を招く可能性も考えておられるのかもしれませんが、私が今述べたことについては明確にしておくべきと考えるので、蛇足ながら要点についての私の考えを述べさせていただきます。

これらのことについてよろしくご答弁お願いします。

次に、古人も「月日のたつのは早いもの」とよく言います。「光陰矢のごとし」、我々の実感でもあろうと思えます。

この一年間で、住民の納得を得るということは至難のわざ、ご苦労なことだと言ってもよいと考えています。

29年度中に云々のご答弁は昨年9月にいただきましたが、この6月になっても議会議員の立場から見て何の動きもございません。さきも述べましたように最終的に町長が判断を下すことですから決して疑っているわけではありません。

それを前提として、現状と今後の取り組みについてどのように行っていくのか予定をお

聞かせください。

よろしくご答弁をお願いします。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員の1点目でございます。

下水道料金の統一についてのご質問で、1点目が現状と今後の取り組みはどのように行っていく予定かにお答えいたします。

まず、現状につきましては、各処理区ごとの洗い出し作業を済ませ、本年2月17日、議会全員協議会の場におきまして、収支計画表をもとに現状を担当課よりご説明申し上げてございます。

その後、公共下水道事業の本の脇地区の管渠築造工事が完了し、公共下水道全区域が供用開始となったことから、汚水事業費の決定と受益者負担の精算作業に取りかかり、5月によりやく目途がついてございます。

松原浄化センター第2期工事につきましては、接続戸数の推移、流入量の状況から必要はないと判断される状況でございます。また、5月30日に松原地区公共下水道推進協議会の総会におきまして、受益者負担金、第2期工事、料金の統一化などの現状報告をしてございます。

これらを踏まえ、今後の取り組みと私の考えにつきましては、6月中を目途に副町長、担当課、財政担当課と協議し、統一化案を絞り込みたいと考えてございます。

ただし、田淵議員のおっしゃるとおり、全ての受益者の納得を得るということは至難のわざと私も思いますので、できる限り納得をしてもらいやすい方向で進めてまいりたいと考えてございます。

なお、あくまでも予定でございますが、6月27日、議会全員協議会の場におきまして担当課より説明したいとお願いしているところでございます。

○議長（高野正君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 町長の今のご答弁に基本的には何の疑問も持っておりませんといえますか、よろしいと満足いたしました。

そこですけれども、説明文の中でも入れましたように、町長は仮定ゆえ、あまり意見を言うと瑣末の混乱を招く可能性があるということを入れましたけれども、説明文の中へ入れましたように、人口が増加しているときと減少しているとき、異なるという話をさせてもらいました。

このことについて、町長は、これ下水道料金だけじゃなしに、例に挙げた水道料金もそうなんですけれども、このことについて料金設定に当たってどのような見解、どのような思いを持っておられるのかということについてお考えを聞かせていただきたいと思っております。

いま一つ、私、2つの課題があると申しましたように、いま一つ、住民の納得、いわゆるファシリテーターとかという横文字じゃないんですけれども、パブリックのアカウントビリティ、説明責任です。

こんな話、以前にここの場でもさせてもらったことあると思うんですけども、先輩議員が常風町長の当時に、自衛隊の松切りで随分もめたときに、道路の角で1本、どうしても邪魔になる木が残ってしまったそうです、いろんな中で。そのときに常風町長は、その1本の松を見るたびに何か機会あったら、あの松邪魔になるんよらな、でも、松の木って大事よな。何かの機会でそのことを繰り返すのです。あの松の木はこのまま置いておいたら交通事故になる、起こしてしまうとか。でも、邪魔よなと。ほんで、それをずっと周知し、確かに常風町長もそういう配慮のできる方だったように伺っておりますんで、もう心得て話していたんだと思います。そして最後に、もうみんなの安全を考えたら切ります。切ったんだそうです。そのときに住民は誰一人として文句言わなんだそうです。

町長も今いう条件いろんなある中で、やっぱり最終責任者として、ここと決めないかん。でも、そのときに、町長は私も住民の全員の納得を得るといのは至難のわざですよと言っているし、町長も至難のわざと思っていますと。でも、どれだけの努力をしたかという、ここところが最大の納得を得るか。いわゆるパブリック・アカウンタビリティという説明責任、行政としての説明責任をどこまで果たすかということにつながると思うんです。

ですから、今質問するのは、あえて言えば1回目と、またこの再質問同じなんですけれども、1つ目の人口が減ってくる時、いま一つは、常風町長のこの話について、町長のお考えというか、ご感想を聞かせたいと思います。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員の再質問ということでございます。

1点目、下水道料金の統一化の中で、どうするんよということでございますが、やはり私自身もご答弁させていただいたとおり、人口自体ですけれども、美浜町のマックスの人口は9,000人以上いらっしゃいました。それが今7,500ということでいったら、もう9,000から7,500って1,500人が減少しているような状況でございます。

そういった形の中で、公共下水道の第2期工事もそうなんですけれども、やはりいろんな形で償還等々もございます。その辺につきましたらば、こういったことに関しまして本当いい話ばかりできるんじゃないかと、やはり3つの料金の統一の中で、片やもう少し上げてもらわなければならないとか、そういった形の判断にもなってこようと私自身は、人口減少とともに思っております。

それと、今の田淵議員の常風町長の話もあつたんですけども、それで、いろんな形で下水道料金という形でもなってこようかと思うんですけども、いろんな配慮をしながらやっていかれたこの元常風町長のお気持ちということも私自身も考えながら、また行政で取り組んでまいりたいなど、このように思っております。

おっしゃるとおり、ファシリテーターというセッションもございます。これなんか特にこういったケースもございますし、いろんな会議、例えば男女共同参画と、そういった形の中でみんなのご意見を出させるような形の方が特にファシリテーターで多いかなと私自身も認識しておるんですけども、その辺も1案という形ですばらしい案かなと思います。

ので、その辺も今後検討してまいりたいなど、このように思っております。

○議長（高野正君） 9番、田渕議員。

○9番（田渕勝平君） もう少し町長の人口減少における公共料金の設定というものについて、そこら辺の考え方をもう少し聞きたかったんですけども、基本的にそういう内容も入れてくれておられたようなので、それ以上追及はするつもりもございません。

ただ、この質問というのは今2点、こうですよ、30年は近づいていますよと、このところさえご理解いただけたらいいんで、そんなに不信に思っているわけではない。文章も入れたように、信じておりますんで頑張ってください。

ただ、議員という立場から見ていたときに、この課題というのは随分大きな課題やなど正直思っております。

その中で、この料金の設定に今まで確かに内部で課長がいろいろ苦労されて、いろんな計算、もちろん必要な計算をしてきてくれたと思います。

しかし、だからといって、いわゆる関係住民、松原とか、そういう公共下水の機会のあったところはいいですけども、そういうところでのお話というのはまだ一つもできていません。また議会とも料金のあり方について意見を交換したという場もございません。当然ある程度数字が出てこなかったら、議会にも意見として述べられへん、あやふやな状態でへ述べられへんというのは町長のお考えだと思いますけれども、その中で予言、かなり住民の抵抗というか、いわゆるディスクロージャーというんか、横文字で。経営状況というんか、そういうのをきちんと説明せな難しいということを私繰り返し言うておきます。

今の町長の答弁で結構なんで、それ以上のことは言いませんけれども、料金の設定に当たり、以前とは違いますよ、決め方。水道料金を以前決めたようなわけにはまいりませんよということ1点。

いま一つ、住民の納得、いわゆるシンパシー、共感を得るということ。先ほど横文字言うたファシリテーションやファシリテーター、いわゆるこういうものにきちんと努力しなければしんどいですよということ、この2点きっちり言います、言うておきます。この場で私が言ったなことということだけは決して忘れないでください。

そして、最終的に統一料金を設定するのは職員ではありません、課員でもございません。町の代表責任者である町長、あなたですよということをきちっと発言しまして、この一般質問のくくりといたします。

ご答弁がありましたら、ご答弁いただいて結構ですけども、なければ、それで結構です。ないですか。

○議長（高野正君） 9番、田渕議員。

○9番（田渕勝平君） ないようですので、次の質問に入らせていただきます。

第7次美浜町行政改革への取り組み。

私事ですが、私のパソコンに平成16年の3月議会から一般質問のデータが入っております。多分パソコンで一般質問を書き始めたのがこのころなのでありましょう。

記憶は定かではなのですが、このころ我が町のTQM（トータル・クオリティー・マネジメント）は機能しているのかという一般質問をいたしました。

そのときの答弁にTQMというのは企業における品質管理の手法であります、議員はそれを行政の中に取り入れるべきであると質問しているのだと思いますがという前置きを置いてご答弁をいただいた記憶がございます。

私としては、本で今後の取り組む必要があるということを書いていたので質問したわけですが、当時はそのようなやりとりでしたが、近年は美浜町の関係資料を見ますと、長期総合計画の中で毎年度事業の評価・検証を行いながら見直し、ローリング方式により事業の進行管理を行うとしますという文言がございます。

また、6次美浜町行政改革の事務評価の実施の中でも、PDCAサイクルを定着させ、事務事業を一定の基準により評価・見直しし、簡素で効率的な行政運営を実施しますとございます。

さらに、美浜町創生総合戦略の中で総合戦略の評価・検証の中でも、そのために基本目標やKPIを評価指標としながら、PDCAサイクルによる評価・検証の仕組みを確立しますとございます。

また、第7次行政改革の行政改革の基本理念の中で、一人一人が目標達成に責任感を持つ改革、常に目標達成を意識しながら行政改革を推進する云々ともございます。

そして、3月議会の一般質問でも触れましたが、町長は今年度、29年度であります、施政方針の中で計画の進行管理について、長期総合計画・後期計画については5年間PDCAサイクルを回しながら検証していくこととなっていますし、その他の計画につきましても同様であると考えてございますというように関連する文言がたくさん出てまいります。このように、町執行部としてもその必要性を強く認識していることだと考えております。

そこでですが、今回私が一番お伺いしたいことは、では、本当にPDCAサイクル、いわゆるトータル・クオリティー・マネジメントが機能しているのかということなのであります。

もっとも、前置きとして発言しておきますが、私はマネジメントについて特別明るいわけではございません。1泊2日の研修を一度受けた以外、ネットや本で聞きかじったものばかりでございます。

このような前置きして本題に入ります。

昨年12月議会で行政評価というものが機能するかしらないのか、ポイントは課題設定である。事業評価の悪い例の特徴は最初の課題設定が不明瞭である。したがって、年度が終わっていないからわからないということが、いかにわかっていないかということだ。また、そのようにお考えなら、トータル・クオリティー・マネジメントなり、ニュー・パブリック・マネジメントというものをもう一度よく見直しいただきたいと指摘いたしました。

さらに本年度3月議会の一般質問で、29年度を迎えるに当たり、平成28年度の取り組みからPDCAの「C」チェック、質的变化見て「A」アクションをどのように改善、

最終結果が出たのか。その課題に対して29年度は予算を含め、どのようなプランを作成しているのかということについて、実施計画の14項目についての結果を伺いました。

町長は、「C」チェック、どのような質的变化が起きたのかということについてご答弁くださいました。しかし、平成28年度の実績値については年度途中であり、確定値ではなく、参考値となっているとのことご答弁でありました。

そして、アクションについては、チェックの確定結果による数値評価をもって次にどうすべきかということであり、現時点では確定数値が出ていないので、チェックの評価に対するアクションである改善の分析や最終結果は出せてございません。4月以降に確定した段階で数値評価することになってございますとのことご答弁でございました。

さらに、プランの作成については、第7次行政改革実施計画は5年間の目標値をどのように達成させていくかの観点でのPDCAとなっております。1年1年の改善は数値が確定した上で考えることになるので、予算の決定とは別の分野でございます。今後どうしていくプランについても、「A」改善分析が出ていないことから、「A」につきましても数値が確定する4月以降に考えることになってございますとのことご答弁でありました。

そこで質問しますが、4月以降に確定した段階で数値評価をすることになってございますとのことなので、改めて行政改革の実施計画の14実施項目についてのPDCAの「C」チェック、質的变化見て、「A」アクション、どのように改善、最終結果が出たのか。その課題に対してプランを作成しているのかについて、3月議会同様文書でもお示しいただきたいと思っております。これはいただいております。

私の思いといたしましては、繰り返しになりますが、行政評価というものが機能するかないのかポイントは課題設定である。事業評価の悪い特徴は最初の課題設定が不明瞭である。年度が終わっていないから、わからない云々ということは、いかにわかっていないかということをおっしゃいました。このことは、町長が施政方針の中で言うておられるPDCAサイクルを回しながら検証していくというサイクルが回っていないということだと言いたいのであります。

回っていないと思うのですが、いかがですかではなく、回っていないと決めつけですが、これは理由がございます。

去る4月13日に、切目の辻井旅館で郡議長会の主催によります議員研修がございました。講師は、龍谷大学の政策学部の土山希美枝という教授であり、演題は「質問力を高める。議会力に活かす」という講演でございました。

一通りの講義が終わりまして、質問のある方は用紙に質問を書いてくださいとのことありました。特別質問するつもりはありませんでしたが、誰も質問をする様子がありません。結果として、私を含めて3人ぐらい提出したのでありますが、全く質問のないのも失礼かなと思ってこのような質問文を書きました。「町長は本年の施政方針でもPDCAサイクルを回して検証すると言っておられるが、私から見てどう考えても回っているように思わないが、どうしたものか。」土山教授のご回答は、「今の行政運営にPDCAサイク

ルは大切な課題ですね。ですから、それは明快に事実を指摘することです」のご回答がありました。したがって、ずばり回っていないと指摘させていただきました。

さらにもう1点、私が議員として議席をいただいて十数年、議員として年を重ねてきた中で、中央集権から地方分権に移行する中で、行政評価の必要性が大きな課題になってきている。もうそろそろ町はきっちりと行政評価を身につけなければいけないと思うようになってきたからであります。

そのよう意味から、3月議会での団体への補助金についての質問等々、質問のたびに意を同じくする質問をそれとなしに入れてきたつもりでございます。

そこでですが、町長のご答弁が4月以降、確定した段階で数値評価するというものになってございますとか、数値が確定する4月以降に考えることになってございますとのことなので、ではお示しいただきたいという質問をしたわけではありますが、私の本意は今述べましたように、もうそろそろ町はきっちりと行政評価を身につけなければいけないときだということになってございます。

きっちりと数値や目標が出ているのであればお示しいただいても結構でございますが、私の思いといたしましては、行政評価の結果というものについて長期総合計画でも、昔は自治法で作成しなければならなかったようになっていたので作成した。

しかし、結果は明確に達成できたのか、できていなかったのか不明瞭。また、過去の行政改革についてもする必要があるので文書として第7次まで作成してきたが、改革できなかったとは申しませんが、非常に不明瞭なところが多い。ほかにもそのようなものが過去を振り返れば多かった気がするというのが私の思いでございます。もしかしら皆さんも正直なところではないでしょうか。

私の本意さえ酌んでいただき、今後の取り組みについてさえ明確にお示しいただければ、数値や目標を今から作成するのであれば、それはもう本意でございませぬ。

いま一つ、美浜町行政改革の推進体制の1、2の改革の推進体制と住民への公表でございます。有識者等で組織する美浜町行政改革懇談会の意見を尊重し、庁内に設置する行政改革推進本部を中心として全庁的に行政改革を推進しますとあり、その取り組み状況については、広報紙やホームページなどを通じて公開し、住民の理解と協力を得ながら行政改革を推進しますとある中の取り組み状況についての公表はどのようにお示しいただいているのでしょうか、いかがでしょうか。

以上、明快なご答弁よろしくお願いたします。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員の2点目でございます。

第7次美浜町行政改革への取り組みのお尋ねで、まず、1点目がPDCAにつきまして、4月以降の数値評価はにお答えいたします。

第7次美浜町行政改革につきましては、幾度となくこの場で議論を重ねてきたところでございます。

まず、議員からご指示がございました書面を作成しましたので、お手元に配付させていただきます。全ての項目につきまして確定の数字でございます。

議員がおっしゃるとおり、長期総合計画後期、美浜創生総合戦略にもPDCAサイクルによる評価・検証・改善を行うこととなっており、今の行政運営におきましてPDCAサイクルは最重要課題であると同時に、きっちり行政評価を身につけるときのことに関しましては私も同感でございます。

また、PDCAサイクルが回っていない、特にチェックの部分について甘いのではないかというご指摘でございます。

確かに私もPDCAの「C」は、「A」の根拠となるため一番大切であるという認識でございます。

ただ、昨年3月に第7次行政改革大綱を策定し、目標を設定して1年間実施してきたわけでございます。その過程の中で、年1回のPDCAサイクルでは単年度の目標達成が難しく、短いスパンでPDCAサイクルを回すことが重要かつ必要ではないかという考えに至りました。

このことを踏まえ、今までは行政改革担当課長が「C」のヒアリングを担当することになっていますが、ヒアリングでの指摘や指導など難しい場面があるため、今後は課長より上の立場の者がヒアリングを実施し、「C」と「A」の頻度を増すなど、本町に合った方法を研究し、PDCAサイクルを回し、行政改革を進めてまいりたいと考えてございます。

2点目でございます。行政改革の取り組み状況の公表は、でございます。

確かに広報紙やホームページを通じて公表することになっており、昨年度は決算認定後ホームページにて公表してございます。

今後につきましては、皆様と相談し、数値が確定次第、ホームページ上に公表することを視野に入れ検討したいと考えてございます。

○議長（高野正君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） このPDCAサイクルが回っていないということなんですけれども、私がどういうことを要求しているんかということがどうもわかりにくいと思うんで、少しだけ説明させてもらいます。

例えばこの第7次の1番目に人材育成の推進という表を出されております。

それと、その前にね。これは今回の質問でいただいたもので、これは美浜町流のやり方。このやり方だけじゃなしに、もう千差万別なんです。本当にPDCAサイクルと言いながらでも、各町によって俺流というかで、町長は美浜町流のやり方を手に入れたいというか、つくりたいということ僕大賛成なんです。もうみんなわかりやすいようにしなければいけないと思う。

ただ、これではわからないと思います。だから、私はどんなことを要求しているのかということをお説明したい、そう思います。

例えばこの議員研修の実施ということになっておりますけれども、この枠の中で延べ人

数だけを示して、中では意識向上云々、認知サポーターをやったというようなことを書かれておりますけれども、最初はこの認知サポーターというものをするというのはなかったと思います。ただ、あったのは財政研修の実施、町の財政の現状というものを勉強するというのがこの職員研修の実施だと思います。

この中で、結局、結果として見たら100人のところを145人受けたと。我々議員も受けました。しかし、認知サポーターというのは当初の計画、ことしの時点では、これでいくというのがプランの中に入っていなかったんじゃないんですか。

私、文書の中で言いましたように、前のチェック、どういうものが出てきたというところがあやふやなんで、プランがあやふやになってくると、悪い循環になってしまう。いわゆるどこかで縁切るためにはプランをきっちり、最終的に5年の計画なら、5年の計画ですけれども、1年1年このプランを消化していくということをきちんと立てるべきだと思うんです。

ということは、1つ裏返してみたら、本年度29年度も職員研修の実施の中に、どのようなことで、どのように取り組んで、どのようなことを職員の方に認識持ってもらおうかということは、多分この中で、ことし我々はこのことを勉強せないかなと思っている人は誰もいないと思います。それぐらいプランそのものがあやふやなんです。このプランそのものがはっきりしなければ、PDCAサイクルが回っていると言えない。

また特に町単独補助の、ちやう、ごめんなさい。2つ目に、ムリ・ムラ・ムダの削減、誰も無駄をしようと思っている職員はございません、ないと思います。しかし、年間の改善提案をするならば、目安箱じゃないですけれども、どのような方法で改善計画案を提出してもらおうのかと。静岡県なんか県の職員が1年に1つ以上必ず行政改革の提案をなさいというようなことをもうずっと昔からやっているようなところもございませう。

この文書の中で、とても改善案提案制度の検討、こんなもの検討入れ、プランとしてきちんとつくっておくべきなんですよ。あと、ずっと一つ一つ言うていたら、もう時間あるから、私の時間が限られているんで、そこら辺でやめますけれども、この文書を見て、いわゆるこれは美浜町の今の現状だというのはわかっております。

でも、このようなものでPDCAサイクルが回っているというようなことを公に言うのはちょっと恥ずかしいのかなと、私はそのように思います。

そこでですけれども、先ほども、こういう細かいことを言うのは、ごめんなさい、今私が具体的にはこういうことを望んでいるのだということについて、いや、田淵、そういうことは無理やで。いや、そんなものじゃない、これでええんだという意見、その町長なり、担当課長はどなたになるんか知りませんが、総務課長になるんか、企画になるんか知りませんが、ちょっと私が今言うた、こういうことを求めているんやということについてご意見いただきたいと思います。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

行政改革、またPDCAというような形の中で、本当に田渕議員は造詣が深いというか、いろんな形で存じておりますので、またいろんな形でご指導もいただきたいなと思ってございます。

本当、田渕議員が例えばこの人材育成の推進の中で認知症サポートなんか入っていなかったやないかというようなご意見、そのとおりでございます。本当その辺も含めてなんです。

ただ、こういった形、いいことはいいことで、逆に初めのプランには入っていなかったも、今言葉変えたらば、こういったPDCAとともに4C1Sというような言葉もあるらしいんですけども、そのCの中でチャレンジというような形の中で、前例踏襲するなよというような言葉もある中で、だから、いいことはいいことで、また田渕議員もこちらのほうもいろんな形でプランの中に取り入れていきたいなと思います。

今後ともそうなんですけれども、本当、この2点目もそうです。ムリ・ムラ・ムダの削減というような形もそうなんですけれども、いろんな形で行政改革、また長計等々もそうなんですけれども、PDCAサイクルを回しながら、検証しながらやってまいりたいなと、このように思っております。

○議長（高野正君） 9番、田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 認知症サポートの何が、それは入ってなかったけれども、ええことだからしたら悪いではない、非常に結構なことだなと思います。でも、その人数もカウントして行財政改革の目標を達成だとか、それは課題のすりかえ、プランがいかにあやふやかという説明にしかありませんよ。それは責めません。そうなんです。

ほんで、いま一つ、広報にどのように広報しているのかという質問もさせていただきました。町長のご答弁がホームページに出てございます。もちろん見てございます。見た上で言っているんです。

何を言いたいかと申しますと、例えば我々議員していて、ある程度知識のある者であったら、こういうものを見せてもうても、ああ、そうかな。回ってないということは別にしても理解できると思うんです。

一般の人があのホームページ見て、見ようしようと思う自体がかなり変人と言うたら怒られますけれども、変わった人でなけりゃ、あんなおもしろくないもの見えへん、こんな。

ということは、いわゆるさっきからも言うているように、ディスクロージャー、パブリック・アカウンタビリティ、行政の説明責任、やっぱりこういう行政改革に取り組んでいるということを住民の方もホームページを見て楽しく理解できる必要というんか、責任があると思うんです。

以前に北海道のニセコ町へ行ったときね。これは予算なんですけれども、ほんまに1冊の厚い本です。それにことしの予算は、こんなためにします、こんなためにしますとイラストいっぱい入れて、これぐらい厚い本毎年出すんだそうです。町の方、言っていました

けれども、職員の方。全戸配布するんです、したら、次のごみの日に真っさらなのが出てくるんやと。でも、やっぱり配布する。いわゆるアカウントビリティ、説明責任があるということから、これはしています。我々視察行ったら1冊1,000円ですと買わされるんですけどね。でも、それは予算についての説明責任、いわゆる行政改革とか、いろんなものについてホームページに載せています、載せていますと言いますがけれども、そのホームページって本当に見やすいものなんか。多分、元議員していた方でも離れたら、もうわからないと思いますよ、実際問題。

だから、そういう意味で、ある程度正式な文書は正式な文書として載せる必要があるかとは思いますが、このホームページ、住民にこういうことを町は取り組んでいるんやということをきちんと知らせるためには、もう少しわかりやすいホームページを作成する必要があるということを提言しておきます。

そうでないと、職員の方が一生懸命努力しても、いつまでたっても、あいつら公務員やからと、そんな目で見られます。やっぱりその努力というのが、先ほどの情報の公開じゃないですけども、そういう努力というのは決して怠ったらいかなんかということについてまず言うておきます。

このことについて、そんなホームページ、そないこというてやってられるかというんだったら、また答弁の中で言うてくれたらいいと思います。

それと、繰り返しになります。私の本意は、ここで一般質問を何度も何度も繰り返すことによって、きっちり行政評価を身につけなければいけないときであり、つけていただきたい。美浜町流で結構です。そこのところを一つ約束していただきたい。この2点、再質問させてもらいます。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

まずもってホームページということなんですけれども、「広報みはま」も一緒なんですけれども、「議会だより」も一緒だと思うんですけれども、多くの方に手に取っていただきたいと、そういった方向で今後とも取り組んでまいりたいと、このように思っています。

以前と比べたら、少しはホームページも見やすくなったのではなかろうかなと、そういった、まだまだだと思えるんですけれども、本当、議員おっしゃるとおり、いろんな市町村行政のホームページなんかも見せていただきますけれども、あ、これはええよとか、もう即、目に入ってくるとか、そういったケースも私自身も見て、それをできるだけ模倣というか、まねをしていきたいと、このように思っています。

それとあと、この行革、そしてPDCAということなんですけれども、議員おっしゃるとおり、美浜町バージョンというか、美浜町に即したというような形の中で今後取り組んでまいりたいと、このように思っています。

以上です。

○議長（高野正君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） ホームページのほうについて町長がそう言ってくれるということ  
をありがたく、理解してくださっているんだなということで理解します。

ただ、このこと、「議会だより」の編集の研修に行ったときに、「議会だより」って一  
体何人が見てくれているんだろう、同じことが言えると思うんです。町の広報を一体何人  
の方が見てくれているんだろう。ホームページもまたしかりです。

しかし、そのことだけを注目していたら、結局、情報公開、何度も言うているように、  
パブリックをいかに公表するかということについてはできんと。「議会だより」を見てく  
れている人が何%がいてるんや、ホームページを見てくれる人が何%かいてくれるんや、  
この積み重ね、いわゆる情報公開のツールを多数持つべきだ。議会にしてみたら、住民と  
の懇談会、議会報告会等も、また委員会となると、そういうものをより重ねることがいか  
に自分たち、議員もそうだと思いますし、職員の方も、あ、こんな仕事してくれているん  
やということを理解し、住民が納得してもらえらという手段だということを私はその研修  
でそう理解しております。

そこでですけれども、もうここは、とにかく町長が美浜町流の何をつくってくれるとい  
うことで、つくってください。また何かあれば私も協力をさせていただきますし、また一般  
質問させていただきます。

ただ、このこと、きのうから私が最後になりますけれども、中西議員が言っておられま  
した。納骨堂どうよ、斎場どうよ、また今も碓井議員が西川、20年も長いやないか。ま  
た危機を抱えた谷議員が言うたように、これは県の仕事になりますけどもね。これじゃな  
いじゃないか。いわゆる行政ニーズというのは絶対無限なんです。

でも、財政というものは有限なんです。有限なもので無限なものを処理していこうと思  
ったら、どこかで選択していかないかん。選択をしていこうとしたら、選択する基準とい  
うものが欲しい。その基準になるものがいわゆる行政評価、このことはその行政評価をす  
るためには、このPDCAサイクルというほかに、ある意味でKGIとか、そういう地方  
創生の中でも言葉を変えていますけれども、いろんな方法がほかにはないとは申しませ  
んけれども、簡単に言えば、このPDCAサイクル以外に有限なもので無限なものを処理し  
ていこうと思ったらこのところしか、選択する理由をきちんと持たなければいけないと  
いう、これ以外にないと思うんです。

あと、このことについてご答弁がありましたら、なんですけれども、そのことをこの質  
問を通じてきちっと言うたことを町長に言うておきます。

以上で終わります。

○議長（高野正君） しばらく休憩します。

再開は、10時55分です。

午前十時三十九分休憩

— • —

午前十時五十五分再開

○議長（高野正君） 再開します。

日程第2 報告第1号 専決処分事項の報告（和解）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 報告第1号 専決処分事項の報告（和解）につきまして細部説明を申し上げます。

美浜町大字田井526番1、同526番7及び同541番3の土地において、工事用土砂を一時的に仮置きしていた問題に関し、平成29年2月20日に所有権移転登記がなされ、新たに当該土地の所有者となった、大阪市港区池島三丁目5番3-1201号、梶山實氏との間において、平成29年4月27日付で専決処分し、和解いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、ご承認をお願いするものでございます。

その主たる内容については、「平成29年4月14日をもって、仮置きしていた工事用土砂の搬出撤去が完了し、当該土地を整地した上で明け渡したこと」、「工事用土砂には有害物質が含まれていなかったことを相互に確認すること」、「平成29年2月20日より起算し、整地作業が完了した平成29年4月14日までの期間に係る賃料相当額475,146円を支払うこと」及び「この問題に関し、何ら他に債権債務のないことを相互に確認すること」でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。2番、谷議員。

○2番（谷重幸君） 昨日の北村議員の一般質問のやりとりの中で、議員の質問としての見解として私は決して間違っておったとも思っておりません。きのうのやりとりの中で、私もこういうことが起こったことに対する対応としての役場の対応は間違っていたとは思えません。ただし、一つ言うのであれば、税金の、使用してこういうことに対処した、その責任というのは、1円使う使わないも当然長としての責任というのが発生してきますから、そういった意味では総論的には当然長の責任もあろうかと私も見えて、こう感じた部分でもあったんですが、紙面にも出ておりましたけれども、当然きのうのこの場を文字に起こすとすればああいうことであつたんだろうと思っております。

そういった中で、認識の違いというのはどうしてもあつた部分であろうとは思いますが、改めてちょっと町長にお伺いしますけれども、きのうの一連から含めてこれらのことについて、きのうの町長の発言、あるいは考え、これらについて訂正あるいは補足説明とか、改めての見解を述べていただいても結構ですが、そのあたりでございますでしょうか。

○町長（森下誠史君） 谷議員のご質問というか、あれなんですけれども、本当、昨日ございました北村議員の一般質問でございました、その中で私自身はあに凶らんやとか言葉足らずだったかと思えます。というのが、私自身は本当、不当な要求に対して、それだったら法に基づいて対応していかんとあかへんで弁護士さんにそういった形の中で依頼しましたよというような形だったんですけれども、本当あに凶らんや言葉足らずだった

かなというふうに思っております。

それと、ただいま谷議員のお言葉の中でなんですけれども、何やかんやと言いながら税金を投入したやないかということも、発言もございました。おっしゃるとおり、いろんな形の中で税金ということの投入ということも事実でございます。そういった形で言えば、誰がということでございますが、最終的に私の責任ということになってございます。この税金の投入ということに関しましたらば、本当申しわけなく思っております。今後もそうなんですけれども、今後もこれからもそうなんですけれども、きのうもご答弁させていただきましており、いろんな形で書面をもってやっていく所存でございますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（高野正君） 8番、谷口議員。

○8番（谷口徹君） ちょっとすみません、確認の意味も込めてなんです、この賃料相当額475,146円という金額なんです、この仮置きしていた場所、私も直接役場から請け負ったわけじゃないんですが、私どもの会社のほうも仕事させていただいた中で発生した建設残土、こちらのところに持っていかせていただいておりますが、あの場所がなければなかなか工事のほうも進めづらいと。まさかこういうふうな状態の土地だったというのはそのときはつゆも知らん状態でやっておったわけなんです。

何を言いたいかと言いますと、この賃料相当額、本来であれば賃料ですから払わないかんわけですよ、これは。ただ、たまたま最初に、何年か前に口約束で「ちょっと悪いけれども置かせてよ」、「うん、構わんで。別に、あいているし」みたいな形でスタートしたのがあれで、本来だったらお金を払わないかんわけですよ。お金を払った上で、きちっと置かせていただかないと、ほかの役場で発注されるいろいろな公共工事、特にね、そういう中で発生する建設残土の仮置き場というのも確保というのはなかなか美浜町というのは面積の狭いところなんで難しいという中で、それでたまたまただでお借り、当初はできたという話の中であって、このお金というのは本来は支払って当たり前のお金やというふうに僕は勝手に解釈しているんですけれども、その辺はどうなんですか。

○産業建設課長（河合恭生君） もとの所有者の方のご厚意で無償とさせていただいたというふうに認識しております。これが、もとの所有者が賃貸借ということで、間で、当然賃貸借であった可能性も十分ございます。

以上です。

○議長（高野正君） ないですか。4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） きのう、そういう一般質問、私の一般質問がきっかけで、私も珍しくきょうもお話しさせてもらおうとは思っております。いろいろ執行部の方々と後々もお話しさせてもらいましたし、勉強にたくさんなって、そういうお考えの方もおられるんだなど。それは、ちょっと今、谷議員も言うてたんですけれども、間違いじゃないという部分も、私もきのうの言うたような感じじゃなくて理解できました。熱くなるのではなく

て。

ただ、ちょっと今後、注意していただきたい部分で、これはやっぱりあかんのちゃうかと部分で、きのうも今後口約束じゃなしに書面でされるということで、それもよく理解できます。その中で、今現在、私きのうも質問させていただいたんですけども、今現在はそういう口約束というの、現状もうないとは言えないような気がします。といいますのは、きのう私はありますかと言うたことに対してどなたも答えてくれなかったので、勝手に解釈しますけれども、もしかしたら口約束がまだ現状あるかもわからないと私は推測します。もし、あってもなかってももう今は結構です。これありますという細かいことはもう結構です。ぜひ、その口約束、すぐに何か書面にあらわすなり何なり、一事が万事でございます。また、これをきっかけにという可能性もないとも言えないですよ。だから、それはもしあればいろんな諸事情で難しい書類を交わすのが出てくるかもわかりませんが、ぜひそういうのをとっていただきたい。できればその相手さんに大変にならんような書面でいいと思います。名前だけ書くとか、あと読んでいただくとか。発端はまたきのうのあれになるかもわかりませんが、この口約束という発端がなければ、河合課長の、きのうおっしゃったミスはないという、その後の処理の流れはミスはないと私も理解しております。賢明なご回答ですし、何も言うことはないんですけども、もとはと言えば口約束をした結果がこの結果につながったということは理解してください。

それと、そうです。例えば、町営の住宅に入るときでも保証人って恐らく出てきますよね。保証人、これ、ごめんなさい、ちょっと話飛んでしまいましたけれども言いたいなと思ったんで。何年もあそこの土地に置いているということで、私知らなかったよという話の流れで一個言わせてもらったら、町営住宅でもそうです。保証人としてちゃんと書面に残しておられると思いますけれども、ずっとその保証人でいっていませんか。知りませんが、そういうことも一緒です。全部一緒です。やっぱり気にかけてないと。例えば、言い方、人間ていつか死ぬんですから、亡くなられている保証人さんもいるかもわからないです。もうそのままいっているかもわからないんです。それもやっぱりそのとき言うんですか。私知らなかったよと。保証人おらなかったの知らなかったよと言うのと一緒に。ましてや書面にも出ていないやつに、僕知らなかったよ、私知らなかったよと、こんなもの通るわけじゃないじゃないですか、余計に。保証人立ててさえ、そんな感じでしょう。だから、そういうのも以後絶対に気をつけていただきたい。最後に今、町長も言うていただいたように、税金使ったことは悪かったよと言うていただいて、私もちょっとね、町長、いっぱいいいことされているので、その中の1個やから。ずっと、きのうも謝っていただきたいのと、今後もそういうことがないように再発防止ということでよろしく願いします。

以上です。

○議長（高野正君） 副町長。

○副町長（笠野和男君） 今回の措置については、今後の対応ということが大変重要だと

いうふうに考えましたので、今回のやつについては和解した後に弁護士のほうからいろいろな問題点の整理という会議もやって、その後庁内の関係課の職員を集めて、これからの注意とか再発防止という形で会議をさせてもらいました。

その中で、今後の対応ということで、やっぱり契約書の中にきっちり所有権を移すときについては申し出て下さいみたいな文言を入れるということで指示したのと同時に、北村議員が言われた今後問題となるようなものとして存在しないかということについても各課に対する再チェックということではさせてもらっています。

いずれにしても、今後のことが重要なので引き続きこういうことが再発しないようにということで心がけていくという対応はさせていただいたということでございます。

○議長（高野正君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 谷議員の質問がきちっと要点をついて、また町長の答弁も要点を理解していただいているようなので、これで町として、議会としても体面は保たれたと信じております。ただ、そういう前置きを置いてですけれども、全員協議会のほうで今後こういう文書を交わしますというのをちらっと見せてもらったときに、やっぱりこういうきつい文書出てくるということはかなり課としても非常に苦勞されているのだなということも理解しました。しかし、見せてもらった一つのひな形だと思うんですけれども、私も田井・入山の処理場をつくるときに、道路が大型曲がれるので、ある部分を貸してくださいということで、ちゃんとシート敷いて、あとも返してくれました。しかしそういうものも今後文書が成立するとしたら、裁判とか何とか起きたときは地権者において解決すべき、ちょっとあの文言はきつ過ぎるように思う。そんな、あんな文書だったら、私貸さんになってくると思います。そこら辺の配慮だけちょっとお願いしておきたいなど。確かに事件の起こらんように配慮されているということは理解しますけれども、今度貸すほうが、あの文章だったらとてもやないけれども、そんなにしんどい思いやったら、私よう貸さんとなるさかい、要点だけまとめてそこら辺だけちょっとお願いというか指摘しておきたいなと思います。

○議長（高野正君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） 5月15日に、全員協議会のときにお渡しさせていただいた資料の裏面に、相手方が土地の所有権を第三者に譲渡する場合には、事前に美浜町に対し、その旨協議しなければならない。そのことを怠ったことにより美浜町に損害を与えたときは、美浜町は相手方にその損害を求めることができるものとする。再発防止の意も含めて契約書中にその損害賠償に係る事項を明記するというご説明をさせていただきました。現に、確かにおっしゃられますように、非常に土地を貸していただく相手さんにはきつうございます。この契約書の事項をもって相手さんに果たして損害を町が請求できるかどうかというのは弁護士さんにも相談させていただきました。それはなかなかそのときのケースによりますという弁護士さんの一言でございますので、ケース・バイ・ケースになるうかと思えます。しかしながら、この文章を契約書中に入れることによって、

先方の貸していただく相手さんにもやはり土地を売買される時は一言役場にはおかけくださいねという、そういう啓発の意味も含めてのことと考えております。ちょっと的を射た答弁になったかどうかわかりませんが、今回の一連の中で、最後に弁護士さんと話したときのいきさつでございました。

以上です。

○議長（高野正君） 9番、田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 今の課長の答弁に異論があるわけではないし、片一方はプロでございますし、私は素人なので、そのことははっきりした上でですけれども、土地を貸すほうにしてみたら、いろんな損害とか何とかが起こらないように、トラブルが起こらないように土地を譲渡するときは町に相談しておいてください、ご一報くださいとかいうような、そういう内容やったら話すものとする、もし損害あったら、あんた責任ですよ。それ逆にしたら、素人案ですけれども、そんなにきつく当たらんと思うのだけれども、そういうことを防止するために町と相談してくださいよという文章だったらいいと思うんですけども、そっちの流れ逆になったら物すごくきついように、私は素人ですけれども思うんです。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 全体的な話としてお答えいたします。

副町長を中心に再発防止という会議をした中でそういう話が出てきまして、契約書という形を交わすとなれば、そういう文言、字句になってしまうという部分をご理解いただきたいと思えます。ただ、どういったケースが民地を借りるケースがあるのかなというのをその場でいろいろ話しする中で、例えば下水道の中継ポンプであったりとか、あと、防災のほうの放送設備のパンザマストであったりとか、個人の方の民地を借地させてもらって契約を交わしているケース、多々あります。そこらについても次の契約更新のときにはできるだけそういう文言を入れましょうという話になってございます。

1点、そのとき総務の管轄になりますけれども、カーブミラーもちょっと民地を借りている部分、一部あるなという話になって、これも同じような書面を次から交わすのというあたりはちょっと疑問なところもあります。基本無償で借りていますので、そこは所有者さんが撤去してくださいと申し出があったときはすぐ撤去しますよというぐらいの文言にとどめておけばなというふうな思いもありますので、先ほど河合課長からもありましたように、ケース・バイ・ケースといいますか、基本はそういう契約書を交わすのが原則やけれども、そうでない場合も一部あるかなというのは考えてございます。

以上です。

○議長（高野正君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） ちょっと聞き忘れです。きのうもちょっと言うていただいたと思うんですけども、僕もいろいろ考えてしまって、もし言うていただいていたらすみません。きのう言うたように、便宜を図ったと思うんですけども、町が主体となって土砂を

置いてという流れありますよね。請負業者ではなくて、町がやったという、この流れだけ、すみません、もう一回教えていただけませんか。もし言うていたら。町が置いている、段取りをするという、この流れ、教えてください。

○議長（高野正君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） お答えさせていただきます。

今回の土砂につきましては、他の工事との工事間流用のこともありまして、町が一時仮置き場を指定したものでございます。基本的には、その工事期間中における工事用土砂の一時仮置き場所につきましては、受注業者さんのほうで段取りするものでございます。

以上です。

○議長（高野正君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 今後もそれはあり得るというお話でいいですか。そこにはという話じゃなくて、今後もそういうこともあり得ますよという見解でよろしいでしょうか。

○議長（高野正君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） そのときの目的といたしましては、下ノ池の埋め立てに使用するという目的でございました。

以上です。すみません、今後そのような、当面そのようなケースがない限りはその工期内に処分場に持っていくと、そういうことになるかと思えます。

以上です。

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、報告第1号 専決処分事項の報告（和解）については、承認することに決定しました。

しばらく休憩します。

再開は午後1時30分です。

午前十一時十九分休憩

——・——

午後一時三〇分再開

○議長（高野正君） 再開します。

日程第3 報告第2号 専決処分事項の報告（平成28年度美浜町一般会計補正予算（第8号））についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 報告第2号 専決処分事項の報告（平成28年度美浜町一般会計補正予算（第8号））につきまして細部説明を申し上げます。

報告第1号にもありましたように、美浜町大字田井526番1他2筆の土地において、工事用土砂を一時的に仮置きしていた問題に関しましては、当町の顧問弁護士を代理人とし、仮処分命令の申し立てを進めてきました。

その弁護士費用に関しましては、予備費から流用し、契約額は668千円でしたが、そのうち和解が成立した場合に係る「報酬金」324千円については、年度内に和解が成立しなかったことから執行できませんでした。

よって、一般会計補正予算（第8号）として、「繰越明許費の追加」を、去る3月31日付で専決処分させていただきましたので、地方自治法第179号第3項の規定により報告し、ご承認をお願いするものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 特別異論があるわけじゃないんですけども、ちょっと教えてください。というのは、予備費から流用ということなんですけれども、これ決算のときに、これが出てくるときには予備費が総務費に流用という形にして、そこで、総務費の中で予備費から繰り入れというのか、そうしてとなるんですか。簡単な話、普通予算に使う場合だったら、歳入の項があつて、こっちがありますけれども、この場合、もう予備費ということなので、新しく項目というのは出てこないというか、私の表現がちょっとまずいのかも知らんけれども、決算のときの報告は流用というような形での決算になるんですか。こちら辺はちょっと説明お願いします。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） お答えいたします。

今おっしゃられるように、予備費から直接の支払いはできませんので、まず予備費から総務費の委託料、顧問弁護士料というところへ流用いたしまして、そこから、委託費から支出するという形になります。ですので、28年度決算ができた折には、この繰り越した分を除いて、28年度中支払いが終わったものについては決算書の中の総務費の委託料に出てくるという形になると思います。

以上です。

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、報告第2号 専決処分事項の報告（平成28年度美浜町一般会計補正予算（第8号））については、承認することに決定しました。

日程第4 報告第3号 専決処分事項の報告（美浜町税条例の一部を改正する条例）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。

○副町長（笠野和男君） 報告第3号 専決処分事項の報告（美浜町税条例の一部を改正する条例）につきまして細部説明を申し上げます。

本専決処分事項は、平成29年度税制改正において改正されました個人所得課税改革、軽自動車税の車体課税の見直し、災害に関する税制上の措置の常設化が主な内容であります。

地方税法等の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、4月1日から施行されることになりましたので、当町税条例の関係部分につきまして、やむなく専決処分をさせていただきました。

なお、詳細はお手元の条例改正新旧対照表をご参照いただきたいと思います。

以下、美浜町税条例の一部を改正する条例について、要約してご説明申し上げます。

5ページ中ほどの第61条と8ページ中ほどの附則第10条は災害に関する固定資産税制上の措置を創設するもので、震災等によって滅失・損壊した家屋や償却資産にかわるものとして被災区域内において取得等をした場合に、被災代替家屋・償却資産に係る固定資産税を最初の4年間2分の1とするものでございます。

また、6ページから7ページの第63条の3と第74条の2は、震災等によって滅失・損壊した住宅の敷地であった土地について、住宅が再建されていない場合であっても、住宅用地とみなして住宅用地の課税の特例を講じる措置を現行の震災等の発生後2年度分から4年度分に拡充するものです。

これらの規定は、平成28年4月1日以降に発生した震災等の事由による被災代替資産、被災住宅用地について適用いたします。

8ページの上段、附則第5条は、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しに係る改正です。就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、配偶者特別控除について、所得控除額330千円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を現行の合計所得金額450千円未満から合計所得金額900千円以下に引き上げるとともに、現行制度と同様に、世帯の税引き後の手取り収入が逆転しない仕組みとして、配偶者控除に、納税者本人の合計所得金額

10,000千円の所得制限を加えます。配偶者特別控除には、納税者本人の合計所得金額が9,000千円から逡減を開始して10,000千円で消失する仕組みを加えます。

この改正は地方税法等、上位法の規定を適用しますので、町税条例においては、現行の「控除対象配偶者」に該当するものを「同一生計配偶者」と名称を変更する定義規定の改正のみとなっています。

この規定は平成31年1月1日から施行いたします。

11ページから12ページにかけての附則第16条は、平成28年度末で期限切れを迎える軽自動車税のグリーン化特例（軽課）につきまして、軽自動車税の50%軽減対象車は、現行の平成32年度燃費基準値よりプラス20%をプラス30%以上燃費性能のよいものを対象に、軽自動車税の25%軽減対象車は、現行の平成32年度燃費基準値達成をプラス10%以上燃費性能のよいものに、それぞれ基準の見直しを行った上で、適用期限を平成31年3月31日まで2年間延長するものです。

この規定は平成29年4月1日から施行いたします。

12ページ下段の附則第16条の2は、先般の自動車メーカーによる燃費不正行為に起因して、軽自動車税の納付不足額が生じた場合には、当該自動車メーカーを軽自動車税の納付義務者とみなして、当該納付不足額に10%の加算金を加えて、当該自動車メーカーから徴収することができる制度を創設ものです。

この規定は平成29年4月1日から施行いたします。

また、60m以上の居住用高層建築物、いわゆるタワーマンションに係る課税の見直し等、固定資産税に係る課税の特例措置の改正や、期限切れを迎える特例措置の延長などがございます。

その他、関係法令の改正に伴う、項ずれ、号ずれ等の規定の整備、字句の訂正等を改正しております。

以上が改正の概要でございます。やむなく専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、ご承認をお願いするものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 議会の改革の中に、この条例の改正というものはわかりやすく説明をしてもらおうという、いくように努力するというようなことがありまして、しかし内容を聞かせてもらったら、これを簡単に説明せえというのは、たぶんかなり無理だろうと思います。そのことを言うわけじゃないんですけども、3月31日に向こうから来て、4月1日からそれを施行しなさいということになったら、当然専決処分しかできんというのが、もう当然のことだと思うんです。次のこの報告4号もたしか4月1日から施行しなさいということで仕方ない、3月議会に間に合わんと、そういうことなんですけれども、この改正を求めてくる前に、今度こういう条例に変わりますよというのは、普通はこのように、4月1日から施行しなさいというやつはいつごろ役場へ来るんですか。これはもうこ

ここで執行部がどうこうというのじゃなしに、国の形として、地方分権地方分権と言いながら31日にきてから4月1日いうたら、もう専決処分より仕方ない、もう最初から専決処分ありきで来てあるわけよ。そういうことからいうんだったら、もうちょっと早い時期に来たんだったら、そこで全員協議会とか何とかで説明して、今度こう変わりますよということ膝と膝を突き合わせてわかりやすく言うて、それで4月1日から専決処分で行うとかという可能性ある、本会議開かんとしたらずっと一年中議会を開いているという形をとらん限り、専決処分になってしまうんやけれども、少なくとも税条例が、条例が変わるときに専決処分であっても議員として、今度はこういう形に法律が変わるんやな、このところ変わるんやなということを知っておくためには、今でもこの形だったら実際問題無責任なぐらいわからないんです。能力がないと言われたら全くそのとおりなんやけれども。

そういうことからしてみたら、町へ次に条例がいつごろこのように変わりますよという報告はいつごろ来るんですか。そうでないともう、この場で専決処分でわからんというんがなってしまうんで、ちょっとそこら辺について説明お願いします。

○議長（高野正君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 田渕議員のご質問にお答えいたします。

この税条例改正の正式版は3月31日のもう夜中、日変わる直前にメールで送られてきます。

以上でございます。

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、報告第3号 専決処分事項の報告（美浜町税条例の一部を改正する条例）については、承認することに決定しました。

日程第5 報告第4号 専決処分事項の報告（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 報告第4号 専決処分事項の報告（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきまして細部説明を申し上げます。

本専決処分事項は、法改正により国民健康保険税に係る低所得者の負担の軽減を行うも

のであります。

地方税法等の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、4月1日から施行されることになりましたので、当町国民健康保険税条例の関係部分につきまして、やむなく専決処分をさせていただきました。

今回の改正は、低所得者に対する軽減措置の拡充を行うものです。

なお、お手元の条例改正新旧対照表をご参照いただきたいと思います。

以下、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、条文に沿って説明申し上げます。

第23条第2号は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者1人につき現行の265千円から270千円に改正し、第3号は、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者1人につき現行の480千円から490千円に改正して、中間所得層の保険税の軽減を拡充するものであります。

最後に、附則でございますが、第1条の施行期日につきましては、平成29年4月1日から施行するものでございます。

第2条では、改正後の条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することを規定しています。

以上が改正の概要でございます。やむなく専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、ご承認をお願いするものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、報告第4号 専決処分事項の報告（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については、承認することに決定しました。

日程第6 報告第5号 繰越明許費繰越計算書の報告（美浜町一般会計）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 報告第5号 繰越明許費繰越計算書の報告（美浜町一般会計）

につきまして細部説明を申し上げます。

3月議会の補正予算及び専決の報告でお認めいただきましたように、9件の事業について、地方自治法第213条の規定により繰越をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費、繰越計算書の報告をするものでございます。

総務費、総務管理費につきましては、1件目は仮処分命令申し立てに当たり顧問弁護士に支払う法律顧問料として324千円、2件目は地方創生拠点整備国府金として内示のあったアメリカ村再生整備事業として31,000千円でございます。

3件目は、臨時福祉給付金（経済対策分）29,435千円でございます。

次の総務費、戸籍住民基本台帳費は個人番号カード関連事務委託交付金594千円でございます。地方公共団体情報システム機構への交付金でございます。

次の農林水産業費、農業費の1件目は農業基盤整備促進事業5,075千円で上田井地区の水路改良事業、2件目は農地耕作条件改良事業で新たに県補助金が採択された入山地区の水路改良事業でございます。

次の農林水産業費、水産業費、日高港西川地区漁船係留施設整備事業49,635千円は、西川河口付近で実施しております係留施設のうち物揚げ場の整備等でございます。

次の土木費、道路橋梁費は、町道吉原上田井線整備事業のうち28,807千円、最後の消防費、消防費の松原地区高台津波避難場所整備事業のうち整地土工、町単独事業など82,928千円を繰り越したものでございます。

以上、一般会計は9件の報告でございます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） ありませんか、はい。これで質疑を終わります。

本件については、議会の承認事項ではありませんので、これで議了します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後一時五十一分散会

再開はあす16日午前9時です。

お疲れさまでした。